

令和6年度

# 杉戸町独自の介護保険料減免制度

杉戸町では、65歳以上の方のご負担をより軽減するため、収入の少ない方などを対象とした独自の減免制度を実施しています。



介護保険は、40歳以上のすべての方が納める保険料と公費（税金）を財源として、介護の必要な方を社会全体で支える制度です。

お問い合わせは

杉戸町役場 高齢介護課 介護保険担当まで

電話 0480-33-1111 内315・316

## ☆申請のできる方と減免の内容☆

### 収入の少ない方

1. 所得段階が、第1段階（生活保護受給者を除く）の方で、課税年金収入と合計所得金額の合計が60万円以下の方  
【減免の内容：申請日以降に納期を迎える保険料を1/2に軽減します。】
2. 所得段階が、第2段階の方  
【減免の内容：申請日以降に納期を迎える保険料を第1段階と同額に軽減します。】

#### 要件（次のすべてに該当する方）

- ①住民税課税者と生計を共にしていない。
- ②住民税課税者から税法上の扶養を受けていない
- ③健康保険などの医療保険の被扶養者となっていない
- ④自宅を除き活用できる資産がない。
- ⑤預貯金額が300万円以下である。

#### 申請の時にご持参いただくもの

- ①介護保険料納付通知書
- ②預貯金通帳（年金振込先口座など申請者ご本人名義のものすべて）
- ③医療被保険者証（国民健康保険、後期高齢者医療保険、協会けんぽ・組合健保など）

### 退所、退院などの見込みのない方

3. 刑務所などに収監され、保険給付が受けられない方の保険料を所得段階にかかわらず全額免除します。
4. 現在、介護保険が適用されない精神科病院等施設に6か月以上入院（所）していて、退院（所）の見込みのない方の保険料を所得段階にかかわらず全額免除します。

#### 申請の時にご持参いただくもの

- ①介護保険料減免申請書
- ②入所（院）中もしくは収監中であることの証明ができる書類
- ③診断書（退院の見込みがないと分かるよう記載されているもの）

# ☆申請の方法☆

## ○申請の場所

杉戸町役場 高齢介護課の窓口へお越しください。

## ○自動更新ではありません。

減免を受けるためには、毎年度、申請が必要になります。  
前年度に申請をされた方でも、あらたに申請が必要となりますのでご注意ください。

## ○申請期日と減免対象の保険料

普通徴収の各納期限の7日前までに申請された場合、その納期限の月以降の保険料を減免の対象とします。

◎減免を受けようとする申請締め切り日

	締切日		締切日
第1期	令和6年 7月25日	第5期	令和6年11月26日
第2期	令和6年 8月27日	第6期	令和6年12月19日
第3期	令和6年 9月24日	第7期	令和7年 1月24日
第4期	令和6年10月25日	第8期	令和7年 2月21日

※減免の対象となるのは、申請日以降に納期を迎える保険です。

※特別徴収の方の場合は、締切日が異なりますので、担当までお問い合わせください。

## ○令和6年度の保険料

保険料の基準額 62,500円（年額）

所得段階	対象者	割合	年額	減免後の金額
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者</li> <li>老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方</li> <li>本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方</li> </ul>	基準額×0.285	17,800円	申請日により異なります。詳しくはお問い合わせください。
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	基準額×0.435	27,200円	
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額×0.685	42,800円	減免対象外
第4段階	本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者がおり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	56,200円	
第5段階（基準額）	本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者がおり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額×1.00	62,500円	
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	75,000円	
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	81,200円	
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	93,700円	
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.70	106,200円	
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.90	118,700円	
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10	131,200円	
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.30	143,700円	
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.40	149,900円	

※ 基準割合は変更となる場合があります。

## ☆お願い☆

### ○介護保険料の減免制度について

介護保険料の減免制度については、杉戸町介護保険条例、杉戸町介護保険条例施行規則、杉戸町介護保険料徴収猶予及び減免事務取扱要領に基づき、杉戸町が独自に実施する制度です。

### ○減免承認後の取り消しについて

年度途中で、保険料の所得段階が変更となった場合、また、扶養や資産などの要件にあてはまらなくなった場合には、減免を取り消すこととなります。この場合、減免する前の年額保険料をお納めいただくこととなります。

退所（院）などの見込みのない方が、退所（院）した場合には、その月から減免する前の年額保険料をお納めいただくこととなります。

### ○虚偽の申し出があった場合

杉戸町では、独自の減免制度を皆様にご利用いただくため、申請書に添えていただく書類の提出、あるいは、照会により、要件等を確認させていただいております。

これらの書類が未提出の場合、確認審査ができず、減免の対象に至らない場合があります。

また、申請内容やご提出の書類に虚偽があった場合には、杉戸町介護保険条例第15条の規定に基づき、過料が科せられることがあります。

担当課	杉戸町役場 高齢介護課 介護保険担当
	電話 0480-33-1111 内315・316
	〒345-8502 杉戸町清地2丁目9番29号